

招 集 期 日	令 和 3 年 7 月 14 日 (水)		会 議 の 場 所	301 会 議 室
会 議 の 時 刻 及 び 宣 告 者	開 会 の 時 刻	午 後 1 時 30 分	開 会 者	教 育 長
	閉 会 の 時 刻	午 後 2 時 45 分	閉 会 者	教 育 長
委 員 出 席 状 況				
氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	
秋 本 文 子 教 育 長	出 席	平 野 博 之 委 員	出 席	
柿 沼 拓 弥 教 育 長 職 務 代 理 者	出 席	岩 崎 智 子 委 員	出 席	
高 瀬 賢 一 委 員	出 席			
議 事 参 与 者 及 び 説 明 の た め の 出 席 者	細 村 学 校 教 育 部 長	清 水 生 涯 学 習 部 長	須 永 教 育 総 務 課 長	橋 本 学 校 教 育 課 長
	田 中 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	今 成 生 涯 学 習 課 長	佐 藤 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	根 岸 図 書 館 長 兼 郷 土 資 料 館 長
書 記 名	教 育 総 務 課 総 務 係 横 山			傍 聴 人 1 名
会 議 事 件 名	て ん 末			
開 会	教 育 総 務 課 長	本 日、1 名 の 傍 聴 人 が 有 る。		
	教 育 長	傍 聴 人 の 入 室 を 許 可 す る。 (傍 聴 人 入 室)		
	教 育 長	7 月 定 例 教 育 委 員 会 を 開 会		
	教 育 長	教 育 委 員 会 の 会 議 は 公 開 が 原 則 と な っ て い る が、人 事 に 関 す る 案 件 等 に つ い て 出 席 委 員 の 3 分 の 2 以 上 の 多 数 で 議 決 し た 場 合 は 非 公 開 と す る こ と が で き る。本 日 の 日 程 の 中 で 議 案 第 49 号 は 教 科 用 図 書 の 採 択 に 関 す る 案 件 で あ る た め、非 公 開 と し て よ ろ し い か。 異 議 な し の 声 あ り		
教 育 長	議 案 第 49 号 は 非 公 開 と す る。			

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第1 前回会議録の承認</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>6月定例教育委員会の会議録について諮った</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>前回会議録は、承認された旨宣した。</p> <p>報告事項1について、学校教育部長及び生涯学習部長から説明を求めた。</p>
<p>日程第2 報告事項1 令和3年6月定例市議会 提出(教育委員会関係) 議案等について</p>	<p>学校教育部長</p>	<p>斉藤万紀子議員から、令和3年度羽生市一般会計補正予算に関し、「児童生徒への生理用品の無償配布の方法、配布予定期間、購入予定数、対象人数、配布についての周知方法、さらに踏み込んだ支援につなげるための連携について」議案質疑があった。</p> <p>「配布の方法」については、各小学校・中学校の実態に応じた方法で配布したいと考えていること、「配布予定期間」については、購入分の配布予定数の終了まで、「購入予定数」については、小学校で約9,000枚、中学校で約9,500枚を予定しており、小学校の小規模校5校には1校あたり約400枚、それ以外の6校には約1,200枚、中学校は、各校に約1200枚を購入予定であると答弁した。「対象人数」については、令和3年5月1日現在の小学校4年生から中学校3年生までの女子児童生徒数に、令和2年度の就学援助費受給率13.8%をかけた人数を対象としており、基本的にはコロナ禍において経済的に困窮している児童生徒のための配布ではあるが、対象者を限定せず希望者に随時配布すること、「配布についての周知方法」は、各学校で教職員を通じて、児童生徒へ周知することとし、保健だより等でも知らせることができるよう学校に依頼すること、「さらに踏み込んだ支援につなげるための連携」として、「生理の貧困問題」については、経済的な理由だけでなく、家庭への支援が必要なケースも想定されることから、今後も関係機関と連携していく旨を答弁した。</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>齊藤隆議員から、令和3年度羽生市一般会計補正予算に関し、「羽生市立小中学校修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金について」議案質疑があった。</p> <p>「旅行等に関わる約款におけるキャンセル料発生条項の想定について」は、実施日直前に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し旅行を中止する場合、旅行先の感染拡大状況で目的地を変更する場合、感染状況により実施日程を変更する場合等を想定していること、「予算措置の算定根拠」については、昨年度の実績を基に算出し、予算額を500万円としたこと、「保護者への具体的な負担軽減措置」については、現時点では、キャンセル料は補助金でまかなわれる見込みであり、保護者の負担軽減につながるものと認識していると答弁した。</p> <p>柳沢暁議員から、「学校の統廃合について」一般質問があった。</p> <p>「説明会やパブリック・コメント、メール、文章など寄せられた全体の件数及び賛成や反対意見の件数、主な内容について」は、令和3年5月末までに教育委員会に寄せられた意見は合計170件であったこと、意見の内容について、「再編成に賛成」の主な意見は、子どもたちのことを考えてあり、ありがたい、良い計画である、早く進めてほしい等、「再編成に反対」の主な意見は、学校を残してほしい、学校がなくなると地域が衰退する、学区の変更で長距離通学となることが納得できない等、「再編成後、具体的にどうなるのか」に関しては、スクールバスの運行方法や小中一貫教育の内容、再編成とそれに伴う学区の変更による影響、例えば最初から再編成後の学校に入学したい等であったことを説明した。「学校統廃合が学力に与える影響について」は、人数が増えることで国が定めている学力に良い影響があると考えている。学校教育法にて定義づけられた学力の3要素をバランスよく育めるようにするためには、新学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現が必要であり、そのためには、ある程度的人数が必要になると考えている。ある程度的人数について</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>ては、平成 24 年と平成 28 年に国立教育政策研究所が、小学校における学級規模と学力との関係を研究報告した。国基準の児童生徒数を下回る学級編成、このことを「少人数学級」というが、こちらの方が学力が高い。学級数の多い学年で小規模な学級に在籍した児童の方が、学力が高いといった研究成果を示している。もちろん、学級がある程度の人数になったとしても、学力の向上のためには、教員の指導法の工夫・改善が引き続き重要であることには変わりないと答弁した。「反対の声がある地域は住民の声を聞いて慎重に進めるべき」については、新郷地区の説明会において反対の立場からの意見があり、さらに新郷地区自治会長等から市長、教育長、市議会議長、羽生市立学校適正規模審議会会長あてに、「羽生市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)に対する要望書」が提出された。こうしたことから、教育委員会では、学校の再編成を進めることに変わりはないものの、現在の基本方針案のうち、具体的な再編成の計画について、要望書の内容を十分吟味しながら、再検討していきたいと考えていると答弁した。</p> <p>野中一城議員から、「羽生市で実施している奨学金等の支援制度について」一般質問があった。</p> <p>「奨学金等の支援制度の内容について」は、本市で給与している奨学金制度には、育英資金と奨学資金があり、育成資金は、高等学校及び高等専門学校で修学することが困難な者に学資金を給与する制度であり、給与額は月額 1 万円、原則 3 年間給与する。毎年新たに 10 名の募集をしている。奨学資金は、大学等で修学することが困難な者に学資金を給与する制度であり、給与額は月額 2 万円、原則 4 年間給与する。毎年新たに 2 名の募集をしていると説明した。「支援制度の申請書、受給者の過去 5 年間の推移について」は、育英資金と奨学資金の過去 5 年間の申請者数、新規の決定者数及び受給者数について説明した。「支援制度の申請をしたものの、受給できなかった方への対応はどのようにしているのか」については、選考委員会の審議の結果、選定され</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>なかつた旨を書面にて回答している。また、中学 3 年生全ての生徒に、埼玉県奨学金制度についてのリーフレットを配布し、高校入学後に県の修学支援制度の申請を行うことができるように案内していると説明した。「コロナ禍で生活困窮などにより進学をあきらめてしまう学生が増えている現状において、羽生市で行っている奨学金等の支援制度だけで十分と考えているのか、支援の在り方について」は、埼玉県内で給付型の奨学金制度を実施している市町村は大変少なく、特に大学生を対象としているものは、ほとんど無い状況であり、他市と比較して充実した制度となっていること、羽生市教育委員会では、入学準備金貸付制度も実施しており、無利子で高校 40 万円、大学 80 万円という貸付を行う制度であり、近隣と比較しても他市に例を見ない金額であると答弁した。</p> <p>中島直樹議員から、「学校再編成の地区説明会を終えて」について一般質問があった。</p> <p>「説明会の出席人数」については、説明会には合計で延 275 名の参加があったこと、「説明会で集まった意見の公表」については、説明会の結果は 6 月 3 日に市のホームページにて公表したことを説明した。「学校再編成に向けた今後の具体的なタイムスケジュール」については、現在の羽生市立学校適正規模審議会委員の任期が令和 3 年 11 月までとなっていることから、それまでに審議会を数回開催し、答申を得たいと考えており、審議会からの意見を踏まえ、市長部局とも協議しながら、今年度中に改めて教育委員会の考えをまとめ、総合教育会議と教育委員会に諮りたいと考えている。当初の予定では、学校再編成の基本方針は、令和 2 年度末の決定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言により説明会が延期となったことから、その予定を繰り下げ令和 3 年 7 月頃には決定したいと考えていた。しかし、新郷地区の説明会において反対の立場からの意見があり、自治会長等から要望書が提出された。こうしたことから、教育委員会では、学校再編成を進めることに変わりはないものの、現在の基本方針案のうち、具体的な再編成の計画について、要望書の内容を十分吟味しながら、再検討していきたいと考え、スケジュールを変更したと答</p>

会議事件名	て ん 末
	<p> 弁した。「保護者(未就学児含む)に対する意向調査についての見解」については、保護者アンケートを実施する予定で進めていくと答弁した。「市長、教育長が主宰者の立場として出席しなかった理由」については、大きく3つの理由があり、1つ目は、羽生市、羽生市教育委員会の代表として、市議会で学校の再編成に関する答弁をしていること、2つ目は、基本方針案の説明の事務は、教育長の命を受けた教育委員会事務局が行うものであり、事務局の発言はすなわち教育長の発言であること、3つ目は、説明会には教育長と事務局が熟慮のうえ共通認識を持って臨み、説明会の実施期間中教育長はその都度事務局から報告を受け状況を把握していることから、今回の説明会には出席しなかったものである。説明会終了後には、事務局から市長、教育長に結果の詳細について説明していると答弁した。 </p> <p> 齊藤隆議員から、「学校におけるバリアフリーへの取り組みについて」一般質問があった。 </p> <p> 「羽生市の小中学校の学校施設に係るバリアフリーの状況調査の結果概要について」は、調査に対し本市は、「バリアフリー化の状況」は、校舎内において車いす使用者用トイレが整備された学校は8校、スロープ等による段差の解消について、門から建物の前まで整備された学校は12校、同じく昇降口から教室まで整備された学校は10校、エレベーターが整備された学校は無い。屋内運動場において車いす使用者用トイレが整備された学校は無く、スロープ等による段差の解消について、門から建物の前まで整備された学校は8校、同じく玄関からアリーナまで整備された学校は5校、エレベーターが整備された学校は無い。「バリアフリー化に関する整備計画の策定状況」は、未策定と回答したことを説明した。「羽生市の学校施設のバリアフリー整備目標の設定及びバリアフリー化5か年計画の策定について」は、令和2年12月25日に、文部科学省より「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」が示され、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標として、車いす使用者用トイレは避難所に指定されている全ての学校に整備、スロープ等による段差解消は全ての学校に整備、エレベーターは、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校 </p>

会議事件名	て ん 末
	<p>に整備とされている。教育委員会としては、バリアフリー化の必要性は十分理解しているものの、それらの整備を令和7年度末までに完了させることは、市の財政事情等を考慮すると非常に厳しいと認識している。したがって、まずは要配慮児童生徒等が在籍する、または入学が認められる学校から、順次整備を進めていきたいと考えている。また、校舎の大規模改修を行う際にはバリアフリー化を確実に実施することとし、学校は避難所としての機能も備えていることから、市長部局とも連携し、検討を続けていく旨、答弁した。</p> <p>丑久保恒行議員から、「小中学校適正規模・適正配置について」一般質問があった。</p> <p>「審議会の発足と経過について」は、令和元年12月の審議会立ち上げから、それ以降の会議の経緯について説明した。「2つの案の具体的な中身と基本方針案の採用プロセスについて」は、東中学校区は両案とも同じであるが、西中学校区及び南中学校区については、現在の基本方針案と、もう一つは、新郷第一小学校と岩瀬小学校の西中学校区、岩瀬小学校の南中学校区と羽生南小学校を再編成し、現在の中学校区を変更しない案であった。基本方針案の採用プロセスとしては、岩瀬小学校の中学校区の分断が解消されること、新郷第一小学校と新郷第二小学校、羽生南小学校と羽生北小学校の児童がそれぞれ同じ中学校に通えるようになり、地区の分断が解消される等の理由により、協議の結果、審議委員の総意で現在の基本方針案を採用したものである旨、答弁した。「パブリック・コメントで出た意見と各地区説明会の内容について」は、パブリック・コメントは、市民1名から意見があり、意見の内容は、義務教育学校の設置時期を明確にすべきではないか、通学区域を見直すべきではないか、という2点であったが、教育委員会の考えを示し、意見への対応は、「計画案のとおり」としたこと、また、地区説明会での意見の内容を説明した。「保護者及び地域住民の意向尊重について」は、保護者アンケートを実施する予定であると答弁した。「今後の審議会の運営、あり方について」は、現在の審議会委員の任期は令和3年11月までとなっていることから、それまでに審議会を数回開催し、答申を得たいと考えている。教育委員会と</p>

会議事件名	て ん 末	
	生涯学習部長	<p>しては、審議会は、委員が羽生市民の代表として、羽生市全体として子どもたちのために何がよいかということ審議する場であると認識しており、今後も羽生市の未来の子どもたちのために、学校再編成に取り組んでいく旨、答弁した。</p> <p>江原博之議員から、「スケートパーク建設について」一般質問があった。</p> <p>スケートボードは、東京オリンピックの新種目となり、未来を担う青少年の健全育成のためにも、安全で安心して利用できるスケートパークを建設すべきと考えるがいかがかとの趣旨であった。スケートボードは特に若い世代の選手の活躍が目立ち、若者たちの間で人気を集め、全国的に愛好者が増加傾向にあること、埼玉県内でもいくつかの公営・民営の施設が設置されていることは認識しているが、本市の状況としては、市内にスケートボードの競技連盟や愛好者団体等はなく、競技人口の把握も出来ていない現状であり、市民からスケートパーク建設の要望も届いておらず、ニーズはまだそれほど高まっていないものと捉えている。現時点においてはスケートパークを建設を計画する段階には至っていないものと考えているが、今後、近隣市町を含めた競技人口の推移、スケートボードを楽しめる施設の設置状況なども注視していく中で、スケートボードに対する市民の機運が高まってきた際には、改めてスケートパークの建設について、関係機関と協議し、調査・研究を進めていきたいと考えている旨、答弁した。</p> <p>峯寄貴生議員から、「岩瀬グローバルタウン構想について」一般質問があった。</p> <p>「岩瀬土地地区画整理事業はまだ終わっていないが第二期構想を策定する必要はないのか」については、岩瀬グローバルタウン構想は、平成27年度から進めてきた構想で、まちづくり、人づくり・地域づくりの視点から様々な事業に取り組んできた。まちづくりの視点では、半径1km圏内に大型商業施設や病院、学校、優良住宅街区が揃う県内でも有数の新しいまち「愛藍タウン」が誕生した。人づくり・地域づくりの視点では、岩瀬小</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項2 令和3年羽生市教育委員会後援名義の承認等の状況について (1月～6月分)</p>	<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>学校においてグローバル化に対応した英語教育を実施してきたこと、住民向けの事業として「ちょっとだけ英会話講座」や「ステップアップ英会話講座」、「西ウイング羽生グローバルタウンフェスティバル」や「みんなで・楽しむ・ふれあい広場」といったイベントが開催されてきた。これらの事業を進めてきたこと、「愛藍タウン」の形が概ね出来上がったことから、第二期構想については、改めて策定する予定はないが、今後もグローバル構想の理念を継承するとともに、地域の意見も取り入れながら、これまでの自主事業や地域でのイベントに取り組んでいくと答弁した。「岩瀬グローバルタウン構想の課題と今後のまちづくりについて」は、これまで6年間の事業実施の中で、みえてきた課題と今後の対応について、主なもの3点を挙げた。1点目は、新たに転入してくる住民と、以前からの住民との地域における良好な関係構築についてであり、これまで進めてきたイベント等は、地域のニーズに合わせた事業形態として柔軟に対応していく。2点目は、構想策定当時のグローバルな視点を持ったまちづくりに加え、新しい生活様式を見据えた事業展開を行うことが必要であること、3点目は、今回の取組により新たに生まれた人の流れを活かし、岩瀬地区を発端とした、市全体でのまちづくりにおける「全員参加型社会」を実現させることであり、これまで培ってきた事を次のステージにも引き継ぎ、市民が将来安心して快適に暮らすことができるまちづくりに努めていきたいと答弁した。</p> <p>報告事項2から4について、教育総務課長から説明を求めた。</p> <p>後援名義の使用について、承認件数は教育総務課1件、学校教育課3件、生涯学習課6件、スポーツ振興課5件で、不承認は無かった。共催名義の使用について、承認件数は郷土資料館1件で、不承認は無かった。教育長賞の交付について、承認件数は教育総務課1件、学校教育課1件で、不承認は無かった。協賛名義の使用、推薦名義の使用は申請が無かった。新型コロナウイルスの影響があるとはいえ、申請件数は昨年度と比較して</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項3 小中学校の再編成に関する保護者アンケートの実施について</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>もほぼ同じか、若干増えているところもあった。</p> <p>教育委員会では、羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定にあたり、学校教育の直接の受益者である児童生徒や将来の受益者である未就学児の保護者の意見を参考にするためアンケートを実施することになった。</p> <p>調査対象は、市内の小中学校の児童生徒の保護者と市内の保育園・保育所・幼稚園・認定こども園に通う未就学児の保護者で、調査方法は、無記名でインターネットまたはアンケート用紙により回答することとする。調査項目は、在住する地域、児童生徒の年齢、学校の再編成の計画に対する賛成、反対及びその理由、その他自由意見である。学校や保育園等には7月13日に保護者あて依頼文を配布した。アンケートの結果については、後日ホームページで公表する。</p>
<p>報告事項4 羽生市立小・中学校学習パソコン使用ガイドライン等について</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>学習パソコンは、GIGA スクール構想により整備した児童生徒1人1台の端末のことで、各学校にて現在授業で活用されているが、その使用に関して必要な事項を定め、併せて保護者及び児童生徒に周知をした。</p> <p>まず1項目目の「学習パソコン使用ガイドライン等の策定」については、3つのガイドライン等を策定した。1つ目の「羽生市立小・中学校学習パソコン使用ガイドライン」は、学習パソコンの使用にあたっての基本的な事項をまとめたものである。内容は大きく分けて学習パソコンの管理運用と学習パソコンの活用の2つがあり、管理運用としては、管理責任者の責務や学習パソコンの適正使用、法令遵守等を定め、学習パソコンの活用としては、授業や家庭での活用、健康面への配慮を定めている。2つ目の「羽生市立小・中学校 学習パソコン家庭利用ガイドライン」は、学習パソコンの家庭での利用について、通信環境の整備や使用の際の注意事項等、必要な事項を定めたものである。3つ目の「家庭学習用モバイルWi-Fi ルーター貸出しに関する要項」は、学習パソコンを使用した家庭学習を進めるにあたり、インターネット接続環境が無い保護者に対し、教育委員</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項5 学校給食への「フィリピン共和国料理」の提供について</p>	<p>教育長</p> <p>学校給食センター所長</p>	<p>会が所有するルーターを貸出すことに関し、必要な事項を定めたものである。ルーターの貸出しは無償だが、通信契約や通信にかかる費用は保護者の負担となる。</p> <p>2項目目の「保護者及び児童生徒への周知」については、6点の資料を保護者に配布済みである。1点目の「学びのために活用する1人1台学習パソコンの貸与について」は、保護者に対し学習パソコンを貸与する目的など基本的な事柄を理解してもらうために作成したものである。2点目の「ご家庭で気を付けていただきたいこと」は、健康面での注意点、家庭でのルールづくり、安全な利用について、保護者の協力が不可欠であるため、周知するものである。3点目の「学習パソコンを使うときの約束」は、学習パソコンを正しく使用できるよう、児童生徒に配布したものである。4点目の「羽生市立小・中学校学習パソコン家庭利用ガイドライン」先程説明したものと同一資料である。5点目の「家庭学習のための通信環境整備について（お願い）」は、今後想定される学習パソコンの持ち帰りによる家庭学習や、学校が臨時休業になった場合のオンライン授業の実施等に備え、家庭において学習パソコンの使用が可能となるよう、保護者に対しWi-Fi環境の整備を依頼するものである。6点目の「家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出申請書」は、先程説明した要項に規定する貸出申請の様式であり、Wi-Fi環境の整備が難しい家庭の児童生徒が取り残されることのないよう配慮することとしている。</p> <p>報告事項5について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p> <p>食から国際感覚を体験することをねらいとして、姉妹都市バギオ市のあるフィリピン共和国の料理を学校給食で6月30日に提供した。今年度で7年目となる。</p> <p>献立内容は、ルンピア(フィリピン風春巻き)、パンシットビーフン(フィリピン風ビーフンの炒め物)のほか、レタスとトマトのスープ、ご飯、牛乳を加えた5品とした。提供する材料に</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項6 高校生インストラクター講座「透明骨格標本作り」の開催について</p> <p>報告事項7 羽生市公民館の臨時休館について</p>	<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>教育長</p>	<p>については、現地の味をベースに日本の子どもたちの味覚に合うようアレンジして提供した。毎年発行している献立表に記載して児童生徒及び保護者に周知し、学校では、給食提供日に「給食ひとくちメモ」として料理の説明を放送した。昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により学校給食センター職員の学校訪問は中止としたが、子どもたちに対しアンケートを行ったところ、多くの子どもたちから美味しかったとの回答があった。</p> <p>報告事項6及び7について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>市内の高校に在学している生徒が市民を対象とした講座を企画・立案することで、地域社会への積極的な参画意識を醸成すること、高校生自らが講師を務めることで、学生生活や部活動で培ったスキルを地域に還元し、地域社会の活性化を図ることを趣旨として、9月18日に開催する。今回の講座は羽生第一高等学校科学部の生徒が講師となり、「透明骨格標本作り」と題した講座を開催する。対象者は、市内在住・在勤・在学の小学生以上20名とする。講座の内容は、様々な染色液を用いて魚の骨格を観察し、標本作製する。開催に際しては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。なお、参加募集は広報8月号に掲載する。</p> <p>羽生市公民館管理規則第2条第2項に基づき、8月13日から8月15日までの3日間を臨時休館とする。</p> <p>報告事項8から10について、スポーツ振興課長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項8 羽生市採火式の開催について</p>	スポーツ振興課長	<p>東京 2020 パラリンピックが 8 月 24 日から開催されるにあたり、埼玉のパラリンピック聖火の元となる火を起こすため、羽生市採火式を開催し、共生社会に向けた市民の思いや願いの込められた羽生市の火を灯すものである。</p> <p>8 月 18 日に羽生市産業文化ホールにて開催する。参加者は、市内障がい者施設関係者とする。内容は、市内の障がい者施設の利用者や入所者が制作した絵灯籠を並べ、そこに市内の「空と雲の家福祉作業所」で制作したロウソクを灯し、羽生市の火をおこすものである。なお、翌 19 日には埼玉県集火式で県内の火が 1 つとなり、20 日には日本全国から集められた火が 1 つとなって、東京 2020 パラリンピックの聖火が誕生する。羽生市採火式の開催に際しては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施する。</p>
<p>報告事項9 スポフェス in はにゅうの延期について</p>	スポーツ振興課長	<p>指定管理者と連携して市体育館及び中央公園を無料開放し、スポーツ体験教室や、例年 7 月に開催していたチャレンジ the スポーツの体力測定の要素を加えた新規スポーツイベントの「スポフェス in はにゅう」を 9 月 11 日に開催する予定であったが、各関係機関と協議の結果、来年度へ延期することとなった。本事業のメイン企画として、指定管理者の民間の繋がりを活用し、プロチーム等によるスポーツ教室やプレマッチを計画していたが、コロナ禍によりこれらの協力が得られないことや新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催は適切でない判断し、第 1 回開催を来年度へ延期するものである。</p>
<p>報告事項10 第35回羽生市民体育祭の中止について</p>	<p>スポーツ振興課長</p> <p>教育長</p>	<p>10 月 24 日に市民体育祭を開催する予定であったが、各地区で行われる体育祭が全て中止になったことや、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、去る 6 月 23 日に関係者で協議した結果、開催は適切でない判断し中止することとなった。</p> <p>その他の報告について、説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
報告事項10 その他	生涯学習課長	<p>7月3日の埼玉新聞に、三田ヶ谷小学校の子どもたちが学校で育てたムジナモを宝蔵寺沼の自生区域外に放流した様子が掲載された。ムジナモの放流は6月30日に実施し、今回で38回目を迎えた。当日は三田ヶ谷小学校及びムジナモ保存会の協力の下、羽生のムジナモ発見100周年行事及び三田ヶ谷小学校体育館にて生涯学習課職員によるムジナモの生態と自生地である堀上田について動画を交えながら解説を行った。児童が興味深く解説を聞いていた。また、水郷公園敷地内のムジナモ自生地展望台に「ムジナモ自生地」と記した横断幕を設置し、そのお披露目と記念撮影をした。横断幕に描かれたムジナモは、児童や教職員の手形を使ってデザインされたもので、お披露目の後、児童はどれが自分の手形だろうかと探していたのが印象的であった。宝蔵寺沼ムジナモ自生地をさらに100年後の世代へ残していけるよう取り組んでいきたい。</p>
	生涯学習課長	<p>「羽生のムジナモ発見100周年」のチラシを配布した。企画のひとつである記念講演会は、7月18日に産業文化ホールにて開催されるので、是非参加いただきたい。また、パネル展についても7月21日から8月31日まで羽生市役所にて三田ヶ谷小学校の保存活動やムジナモ保存会の活動の歴史、ムジナモの生態と堀上田について展示するので、御覧いただきたい。</p>
	図書館長兼郷土資料館長	<p>企画展「めざせ！羽生の考古学博士」のチラシを配布した。5月の定例教育委員会にて報告した郷土資料館主催の夏の企画展を7月10日から開催している。発掘調査の道具や整理作業の風景、羽生の遺跡等を展示している。特に夏休み期間であるため、自由研究の発表のような形で、親しみを持たれるような展示を行っている。また、7月17日には子ども向けの展示解説会の実施を予定している。</p>
	教育長	<p>報告事項について、質問・意見を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
	柿沼委員	<p>小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針に関連して思ったことを申し上げる。先月、東部教育事務所の学力向上の学校訪問で新郷第一小学校を訪問した。1年生は男子6名女子7名の計13名の学級で、当日は3名欠席しており、教室の様子を見て人数が少ないと感じた。子どもたちが仲良くしていれば良いが、少人数の中でグループができてしまうなど人間関係に変化が生じ、それを契機に学校へ行くのが嫌になって登校拒否にならないかという心配がある。大人数の中で仲の良い友達ができ、またクラス替えがあったりするなど、大人になっていく途中で必要な事を子どもたちに経験させてあげないといけないと感じた。そのような気持ちは分かりにくい部分があり、数値化できないため、感情論になってしまうと伝わらないと思う。子どもたちが不利益を被らないよう最善の策で学校再編成をしていただきたい。</p>
	教育総務課長	<p>委員の言う通り、小規模校ではそのような心配があり、地区説明会でも保護者から同様の意見があった。今回報告した保護者アンケートにおいて保護者の意見をしっかり聞いて受け止め、理解を得られるよう説明を尽くしていきたいと考えている。</p>
	高瀬委員	<p>学校再編成の受け止め方は、やはり地域ごとに大きく違いがある。私の住んでいる地域は、一番児童数が少ないということもあり、比較的協力的である。</p>
	教育総務課長	<p>地区説明会でもかなりの違いがあった。子どもたちのために何が一番良いかということ、教育委員会としても訴え続け、理解を得られるように努めていく。</p>
	平野委員	<p>大規模校、小規模校のそれぞれの良さは理解しているが、やはり人数が少なすぎるとデメリットの方が多くなってくると考えざるを得ない。全員が100点満点の回答は無いので、できるだけ納得を得られるところを目指し、一度に全部できなくても、必要などころから少しずつでも進んで行かないとうまくいかないと考えている。学識者の意見などを取り入れながら、少しでも子どもたちに良い方法を目指していただきたい。</p>

会議事件名	て ん 末	
	教育総務課長	再編成を行うことによるメリットをしっかりと伝えながら、ただ今いただいた意見を踏まえ、学校適正規模審議会にて協議し、子どもたちのためにできることから進めていきたい。
	岩崎委員	小中学校の再編成に関する保護者アンケートの実施については、子育てをしている保護者の意見はとても貴重だと思うので、有効であり良い機会だと思った。是非、アンケートを上手に活用して、学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定等に役立てていただきたい。
	教育総務課長	地区説明会に参加できなかった保護者も多かったと思うので、今回インターネットでも簡単に回答できるため、多くの方に回答をいただき、意見を十分尊重していきたい。
	平野委員	GIGA スクール構想に関する整備について、既に児童生徒 1 人 1 台のパソコンが行き渡っているのか。
	教育総務課長	今年 3 月に全校の児童生徒分の台数を整備した。
	教育長	各小中学校で学習パソコンを活用した授業を行っており、先日、羽生北小学校を訪問したところ、2 年生がこの度導入したオクリンクという学習ソフトを使用して創作活動をし、学級内で共有したりする素晴らしい授業を見ることができた。
	高瀬委員	新型コロナウイルスワクチンについて、学校関係者の接種はどのようになっているか。
	学校教育課長	羽生市の計らいで、会計年度任用職員を含む羽生市内の小中学校に勤務する教職員で、接種を希望する者を対象として、優先接種を行う事が決まった。8 月 2 日、3 日及び 6 日に 1 回目の接種、8 月 23 日、24 日及び 27 日に 2 回目の接種を行う予定である。なお、接種対象には市外在住者を含む。羽生市では現在、高齢者に対するワクチン接種を進めており、国が定めた接種順位では高齢者の次は基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者とされている。この度、クラスターを未然に防ぐために市

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第3 議案第45号 羽生市産業文化ホール指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱</p>	平野委員	<p>内の保育施設、小中学校及び学童保育室の職員が基礎疾患を有する者等に次ぐ優先接種の対象者として定められたため、大変ありがたいことだと思っている。</p>
	高瀬委員	<p>高齢者の接種が進み、枠に余裕ができ集団接種で学校教職員の方という流れになったと思う。保育園等は職員が一斉に不在とすることができないため、個別で接種することもある。しかし、ワクチンの入荷数がはっきりしないため、確実な事を伝えられないが、医師会としても一生懸命取り組んでいる。</p>
	教育長	<p>自治体によっては、接種対象を在住者に限るところもあると聞いている。羽生市は、市内在勤の市外在住者も対象になるということであり、ありがたい。</p>
	教育長	<p>羽生市では、子どもたちの間でクラスターが発生しないように、子どもに関わる人は羽生市以外の方も対象となる。医師会の多大なる御尽力、御理解を賜り、感謝申し上げます。</p>
	教育長	<p>報告事項については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	生涯学習課長	<p>議案第45号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>羽生市産業文化ホールは、指定管理者により施設の管理運営を行っており、現在の指定管理者の指定期間が令和4年3月31日までとなっているため、次期の指定管理者の候補者の選定に向けて準備を進めている。指定管理者選定委員会の委員について、市職員からの選任は、現行では副市長及び企画財務部長とされているところを、選任の範囲を拡張するため市職員と改正するものである。また、会議は委員長が招集することとなっているが、最初の会議については、委員長が選任されていない場</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第46号 羽生市学校給食センター運営協議会委員の委嘱又は任命について	教育長	<p>合が多いため、教育委員会ができるものとする。その他、軽微な字句の修正を行う。</p> <p>議案第45号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第45号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第45号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第46号について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p>
	学校給食センター所長	<p>委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱又は任命するものである。委員の構成は、小中学校の代表者、学校の職員主任の代表者、PTAの代表者、識見を有するもの、薬剤師のほか、今年度より公募による市民が追加となった。6月に公募し、その応募者の中から1名を選考した。委員は全12名で、任期は令和5年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第46号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第46号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第46号は、可決された旨宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第47号 文化芸術振興審議会 委員の委嘱について</p>	教育長	議案第47号について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。委員は全10名で、任期は2年間である
	教育長	議案第47号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第47号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第47号は、可決された旨宣した。
<p>議案第48号 羽生市永明寺古墳魅 力づくり審議会委員 の委嘱について</p>	教育長	議案第48号について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものである。委員の構成は、識見を有する者、史跡永明寺古墳の地権者を代表する者、村君地区を代表する者、教育委員会が必要と認める者のほか、今年度より公募による市民が追加となった。委員は全9名で、任期は2年間である。
	教育長	議案第48号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第48号については、よろしいか。

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第49号 令和4年度使用中学校教科用図書採択について</p> <p>閉 会</p>	教育長	<p>異議なしの声あり</p> <p>議案第48号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>これより、会議を非公開とする。 傍聴人の退席を求める。</p> <p>(傍聴人 退席)</p> <p>(会議非公開 可決)</p>
	教育長	<p>これより、会議を公開とする。 傍聴人の入室を許可する。</p> <p>(傍聴人 入室)</p>
	教育長	<p>次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。</p>
	教育総務課長	<p>8月定例教育委員会は、8月18日 午後1時30分より、301会議室にて開催する。</p>
	教育長	<p>閉会を宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
		<p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>